

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月10日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年9月21日から同年10月1日まで
② 昭和61年6月10日から同年7月1日まで

社会保険庁では、両申立期間について私の厚生年金保険の加入記録が無いとのことであったが、私は、昭和55年9月にB社を退職し、C社に就職した。また、61年6月には、社命により、A社からC社へ異動した。

申立期間①に関してはB社の昭和55年9月分の給与明細及びC社の同年10月分の給与明細に、また、申立期間②に関してはA社の61年6月分の給料支払明細書に、厚生年金保険料が控除されている旨記載されている。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に関して、申立人は、C社の人事記録により、昭和61年6月30日までA社に継続して勤務していたことが認められる。また、申立人保管の61年6月分及びその前後の給料支払明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。なお、当該明細書について不自然な点は無く、A社が作成し発行したものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、前出の給与支払明細書にあ

る厚生年金保険料の控除額等から 16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は廃業している上、当時の事業主も既に死亡していることなどから、申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①に関しては、まず、申立人保管の昭和 55 年 9 月分の B 社発行の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されている旨の記載が認められる。しかしながら、同社に保管されている申立人作成の退職願や資格喪失届により、申立人が同年 9 月 20 日に同社を退職し、翌 21 日付で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが認められるとともに、B社では、申立期間当時から現在においても、当月分の厚生年金保険料は翌月の給与から控除しているとしている。

なお、申立人保管の昭和 55 年 10 月分の C 社発行の給料支払明細書により、厚生年金保険料として 6,097 円の控除が認められるが、申立人の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額は 7,102 円となり、1,005 円の不足が認められるところ、引き続き同年 11 月分の明細書には厚生年金保険料として 1,005 円が控除されたことが記載されていることを踏まえると、当該事業所においては、申立人の同年 10 月及び 11 月の 2 か月分の給与から、同年 10 月の厚生年金保険料が控除されていたことが認められるのみであり、同年 9 月の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月27日から同年10月1日まで

私は昭和49年に採用され、平成5年に定年退職するまでの間、A事業所が運営する各事業所に継続して勤務したにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

しかし、申立期間の3か月は、私がB事業所から、C事業所のオープンに伴って転勤となった期間に当たり、また、給料も昭和52年7月以降、A事業所職員としてC事業所で支給されていた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けたA事業所作成の証明書等により、申立人が昭和49年4月1日から平成5年3月31日までの間、同事業所関連事業所に継続して勤務し、申立期間直前の昭和52年7月1日に、B事業所からC事業所へ配置転換させられていることが認められるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の電算記録等では、C事業所は申立期間の直後となる昭和52年10月1日に任意で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるのみであり、申立期間中は適用事業所ではない。

さらに、A事業所保管の人事記録により、申立人と同様に、昭和52年7月1日付でB事業所からC事業所へ異動し、かつ、当該事業所の適用年月日に在籍している者4人について、その厚生年金保険の加入記録を見ると、4人全員

が、申立期間と同一の期間、被保険者記録が無いとともに、B事業所以外の同
事業所関連事業所からC事業所へ転勤となり、当該事業所の適用年月日に在籍
している4人も7月1日に従前事業所での被保険者資格を喪失していること
が確認できる。

加えて、A事業所では、関係資料が無く、申立期間当時の厚生年金保険の加
入状況、保険料の控除状況等は不明としている。そして、A事業所保管のB事
業所に関する昭和52年度分の財務諸表類によってもなお、当該事業所におい
て、申立期間に係る厚生年金保険料の控除があったことが確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業
主により給与から控除されていたものと認めることはできない。